

東京都北区契約における暴力団等排除措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都北区暴力団排除条例（平成24年6月東京都北区条例第24号）第8条の規定に基づき、東京都北区(以下「区」という。)が発注する工事等の契約から暴力団等の介入を排除する措置について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事等の契約 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事、測量・建設コンサルタント業務、物品の購入、業務委託、役務の提供等の契約及び財産の買入れ、売払い、又は貸付契約等の区が発注するすべての契約をいう。
- (2) 入札参加資格 区が発注する工事等の契約に関し、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び第167条の5に基づく一般競争入札の参加資格並びに同令第167条の11に基づく指名競争入札の参加資格をいう。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員等 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 暴力団等 暴力団、暴力団員等及びこれらに限らず区が発注する工事等の契約に関し契約の相手方に、工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求(以下「不当介入」という。)を行う団体及び個人をいう。

(入札参加除外の措置等)

第3条 区長は、入札参加資格を有する者(以下「入札参加資格者」という。)が、別表各号に掲げる措置要件に該当すると認めるときは、東京都北区入札等審査委員会規則(平成21年3月東京都北区規則第33号)に規定する東京都北区入札等審査委員会(以下「委員会」という。)の審議を経て、別表各号に定める期間において、当該入札参加資格者を区が発注する工事等の契約から排除する措置(以下「入札参加除外措置」という。)を行うものとする。ただし、区長が委員会の審議を経る必要がないと認めるときは、委員会の審議を経ることなく当該入札参加資格者に対して入札参加除外措置を行うことができる。

2 前項の規定は、入札参加除外措置を受けた入札参加資格者を構成員として含む共同企業体について準用する。

3 区長は、第1項の規定に基づき、入札参加除外措置を行った入札参加資格者に対

して入札参加除外措置を行った日から別表各号に定める期間を経過し、かつ、当該入札参加除外措置を受けた入札参加資格者から入札参加除外措置の解除の申請があり、別表各号のいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、委員会の審議を経て、当該入札参加除外措置を解除することができる。この場合において区長は、別表各号のいずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する書面等の提出を求めることができる。

(勧告措置)

第4条 区長は、入札参加除外措置を行わない場合において、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、委員会の審議を経て、当該入札参加資格者に対し、必要な措置の勧告を行うことができる。ただし、区長が委員会の審議を経る必要がないと認めるときは、委員会の審議を経ることなく、当該入札参加資格者に対して勧告措置を行うことができる。

(入札参加資格者の審査における排除)

第5条 区長は、入札参加資格者に係る参加資格の審査に当たり、入札参加除外措置を受けている者の参加資格を認めてはならない。

(一般競争入札からの排除)

第6条 区長は、工事等の契約に係る一般競争入札を行うに当たり、入札参加除外措置を受けている入札参加資格者(以下「入札参加除外者」という。)の入札参加又はその資格を認めてはならない。

2 区長は、入札参加又はその資格を認めた者が契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該入札参加又はその資格を取消し、又は契約の締結を行わないものとする。

3 前2項の規定に定める措置は、あらかじめ入札公告において周知するものとする。

4 区長は、第2項の規定により当該入札参加の資格を取消したときは、当該入札参加除外者に通知する。

5 前各項の規定は、せり売りをを行う場合について準用する。

(指名競争入札からの排除)

第7条 区長は、工事等の契約に係る指名競争入札を行うに当たり、入札参加除外者を指名してはならない。

2 区長は、指名を受けた者が契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該指名の取消し又は契約の締結を行わないものとする。

3 区長は、前項の規定により指名の取消し等を行ったときは、当該入札参加除外者に通知する。

(随意契約からの排除)

第8条 区長は、入札参加除外者及び入札参加資格の有無にかかわらず、別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する者を、随意契約の相手方としてはならない。

ただし、当該契約の目的及び内容から入札参加除外者を相手方とする必要がある場合はこの限りではない。

(下請負等の禁止等)

第9条 区長は、入札参加除外者及び入札参加資格の有無にかかわらず、別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する者が、区が発注する工事等の契約の全部又は一部について下請負(二次以降の下請負人を含む。以下同じ。)を行い、又は受託(二次以降の受託を含む。以下同じ。)を行うことを承認しないものとする。

2 第6条から第8条までの規定及び前項の規定は、入札参加除外者を構成員とする共同企業体について準用する。

(契約の解除)

第10条 区長は、区が発注する工事等の契約の相手方が入札参加除外措置を受けた場合に、当該契約の解除ができるように契約条項を整えるものとする。

(指定法人等への指導)

第11条 区長は、第3条の規定により入札参加除外措置を行ったときは、区の事務又は事業を行わせる指定管理者、その他別に定める法人に対して、その所管部長を通じて同様の措置を行うよう指導するものとする。

(不当介入に対する措置)

第12条 区長は、区が発注する工事等の契約に係る契約の相手方が当該契約の履行に当たって、暴力団等又はその関係者から不当介入を受けたときは、速やかに報告を求めるとともに、警察への届出を行うよう指導しなければならない。

2 区長は、区が発注する工事等の契約に係る契約の相手方が直接又は間接に指揮又は監督等を行うべき下請負人又は受託者(以下「下請人等」という。)が、暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し前項と同様の措置を行うよう、当該契約の相手方に指導を行うことを求めるものとする。

3 区長は、区が発注する工事等の契約に係る契約の相手方又は下請負人等が前2項の不当介入を受け、当該契約の履行の遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、当該契約の相手方が前2項の規定に基づき適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講じるものとする。

(関係機関との連携)

第13条 区長は、この要綱の運用に当たっては、警察等関係機関との密接な連携のもとに行うものとする。

(入札参加除外措置の公表)

第14条 区長は、第3条に基づく入札参加除外措置を行ったときは、入札参加資格者の商号又は名称、入札参加除外措置事由、入札参加除外措置の期間等を公表するものとする。ただし、東京都北区個人情報保護条例(平成7年9月東京都北区条例第

30号)の趣旨又は目的に照らし、公表することが適切でない情報は除くものとする。

(入札参加除外措置の通知等)

第15条 区長は、第3条の規定に基づく入札参加除外措置又は第4条の規定に基づく勧告措置を決定したときは、遅滞なく当該入札参加資格者に対し、北区入札参加除外措置決定通知書(別記第1号様式)又は北区契約における暴力団等排除措置に関する勧告書(別記第4号様式)により通知するものとする。

2 第3条第2項の規定に基づく入札参加除外措置の解除の申請は、北区入札参加除外措置解除申請書(別記第2号様式)により行うものとする。

3 第3条第4項の規定に基づき当該入札参加資格者に対し入札参加除外措置の解除を行ったときは、北区入札参加除外措置解除決定通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。

(事務処理)

第16条 この要綱に定める入札参加除外措置に関する事務は、総務部契約管財課において処理する。

(その他)

第17条 工事等の契約からの排除等の措置に関し、この要綱に定めのない事項又はこの要綱により難しい場合は、区長は、委員会の審議を経てその措置を決定する。

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則(22北総契第1894号 平成23年3月3日区長決裁)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(24北総契第1464号 平成24年10月9日区長決裁)

この要綱は、平成24年10月1日から適用する。

別 表

措 置 要 件	期 間
<p>1 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団員等である場合又は暴力団員等が入札参加資格者の経営に事実上参加していると認められるとき。</p>	<p>当該入札参加除外措置をした日から24箇月。ただし、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで。</p>
<p>2 入札参加資格者又はその役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。</p>	<p>当該入札参加除外措置をした日から24箇月。ただし、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで。</p>
<p>3 入札参加資格者又はその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。</p>	<p>当該入札参加除外措置をした日から12箇月。ただし、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで。</p>
<p>4 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。</p>	<p>当該入札参加除外措置をした日から12箇月。ただし、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで。</p>
<p>5 入札参加資格者又はその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他契約にあたり、その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、第1号から第4号までのいずれかの規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。</p>	<p>当該入札参加除外措置をした日から12箇月。ただし、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで。</p>
<p>6 入札参加資格者が第4条に基づく勧告措置を受けた日から1年以内に再度勧告措置を受けたとき。</p>	<p>再度勧告措置を行った日から12箇月。ただし、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで。</p>